令和８年度東京都写真美術館における
収蔵品購入に関する方針について

東京都写真美術館の収蔵品の購入は、「東京都コレクション収集方針」及び「収集の基本方針」に沿って行うことを原則とする。今回定める方針は、令和８年度の収蔵品購入の具体的方針を示すものである。

１　「収集の基本方針」に則り、東京都の長期戦略や東京都コレクション検討会における検討内容等を踏まえて、東京都写真美術館における写真・映像作品のコレクションをより充実させる観点で収集を図る。

２　写真・映像史の上で重要な国内外の作家・作品を幅広く体系的に収集するとともに、希少的価値のある作品を積極的に収集する。

３　東京都写真美術館の展覧会で取り上げた作家の写真・映像作品等、東京都写真美術館の美術館活動に資する作品を収集する。

４　国内外の主要な賞を受賞した作家、国内外の主要展覧会において取り上げられた作家の作品など、活躍の著しい新進作家の写真・映像作品を収集する。

５　写真作品について、以下を踏まえて重点的に収集すべき作家を設定し、代表的な作品の収集を図る。

（１）日本を代表する作家であること。
（２）国内外での評価が高い作家であること。
（３）日本における写真の一分野を代表する作家であること。
（４）国内外の主要美術館で作品が収集され、個展が開催されている作家であること。

６　映像作品・資料について、以下を踏まえて収集を図る。

（１） 国内外で評価の高い作家・作品であること。
（２） 各映像ジャンルの代表的な作品であること。
（３） 映像表現および技術等の映像史において重要な役割を果たした作品であること。

７　コレクションを多様な視点から俯瞰して、補強・補整すべき点を調査研究し、ジェンダーバランス、地域バランス等の視点を収集に結実する。